## マイナンバーカードを使った転出届(特例転出届)

この届出は、マイナンバーカード所有者のみ届出可能です。(有効期限切れの場合はお手続きできません) 届出期間は、引越する日から前後14日以内です。									
マイナンバーカードを使った転出は、転入届の際に次の条件を全て満たす必要があります。									
□ 本人または転入する同世帯の者が、マイナンバーカードを持参して転入の届出に行くことができる。									
□ マイナンバーカードの数字4桁の暗証番号を入力することができる。									
□ 転入日から14日以内に転入の届出に行くことができる。									

## 千葉県山武市長 あて

- ◆下記の①②を同封し、山武市役所へ送付してください。
- ①「マイナンバーカードを使った転出届(特例転出届)」(この用紙です。太枠内に必要事項を記入してください。)
- ② マイナンバーカードの写し

≪送付先≫ 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

山武市役所 市民課 住民係

※届出人は、マイナンバーカードの所有者に限ります。

届出人 氏名							連絡先	※日	中に追	<b>経が取れる</b>	る電話番号	
異動年月		月日	令和	年	月	日	※新しい	い住所に住み始めた日または予定日				
住所	新					非中	新					
	旧	千葉	県山武市			主	田					
	フリガナ 異 動 者 氏 名						生年月日			性別	旧世帯主から みた続柄	
1						明·大 昭·平 令	年	月	日	男・女		
2						明・大 昭・平 令	年	月	日	男・女		
3						明・大 昭・平 令	年	月	田	男・女		
4						明·大 昭·平 令	年	月	日	男・女		
5						明·大 昭·平 令	年	月	日	男・女		

◆連絡先を必ずご記入ください。届出を受理した後に、その旨を連絡いたします。新住所地への転入届は 連絡後に行ってください。

◆転入先市町村への転入届をする際にマイナンバーカード交付時に設定した 数字 4 桁の暗証番号を入力していただく必要があります。

◆上記届出期間を経過してしまった場合は、特例転出を受付することができません。 この用紙ではなく『転出届(郵送用)』でお手続きをお願いいたします。

◆国民健康保険、介護保険、児童手当、子ども医療、税金等で別途手続きが必要 となる場合があります。 市役所受付印 ※受付日=届出日となります